

# 不審な架空請求はがきに注意！

## 総合消費料金未納分訴訟最終通告

訴訟番号 (イ) ×××××××

この度御通知いたしましたのは、着方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴えをされましたことを御通知致します。以降、下記に設けられたり下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このままご無視の場合は、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置との差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行し、いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び取り下げ等のご相談に関しましては当局にて承っておりますので、ご不明な点までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ずご本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 ×月×日

独立行政法人 ○○○管理事務局

03-○○○○-××××

こんなはがきは

届いていませんか？

「民間訴訟告知センター」等から、

- 不良債権が発生している
- 連絡なき場合は給料差押えを強制執行する

などと書かれたはがきを送りつけられるという事案が石川県内で多数発生しています。

「最終通告」、「民事訴訟」、「訴状受理」などの法律用語を巧みに使うことで、不安をあおる手口です。

犯人は、記載された電話番号に連絡させることでお金を振り込むように指示します。

コンビニ決済や、電子ギフトカードで支払わせる手口に注意して下さい。

➡ **不特定多数に送られている  
架空請求ハガキです！**

**このようなハガキが届いたら、  
決して相手に連絡せずに警察に相談してください。**

